

## 徳島県留置施設視察委員会について

### □ 設置の趣旨

徳島県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)は、平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、法曹関係者、医療関係者等部外の第三者からなる機関として、徳島県警察本部に設置されています。

### □ 委員会の組織

- ◇ 委員会は、委員4人で組織されています。
- ◇ 委員は、徳島県公安委員会が任命し、非常勤の地方公務員になります。
- ◇ 任期は1年で、再任も可能です。

### □ 委員会の権限など

- ◇ 留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者<sup>(注)</sup>に意見を述べるができます。
- ◇ 視察に際し必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

(注) 警察署留置施設の場合は警察署長、本部留置施設の場合は留置管理課長

### □ 委員会の活動状況

令和6年度中は4回の会議を開催するとともに、県下の5つの留置施設を視察しました。

### □ 委員会の意見等の公表

委員会が述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容については、次年度にホームページでその概要を公表します。

## 委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況（令和6年度）

- 令和6年度の委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況等  
次頁のとおり。

令和6年度の委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況等

委員会の意見	留置業務管理者の取組状況
<p>1 視察対象施設の設備等に対する意見</p> <hr/> <p>○ 被留置者との面接で、「居室の床が堅く、腰が痛くなる。」等の話があり、留置施設を視察したところ、床が堅く高齢者などはつらいと思うので、毛布等の貸し出し要望があれば、適切に対応していただきたい。</p> <p>○ 非常施設であっても、用便の立寄り等で使用していると伺い、留置施設の必要性や普段から緊張感を保つことに繋がっていると感じた。</p>	<p>○ 健康面を配慮し、毛布の貸し出し要望があれば、留置業務管理者の判断で許可しています。</p> <p>○ 引き続き、留置施設の適正な設備環境の保持に努めていきます。</p>
<p>2 視察対象施設の環境衛生・健康に対する意見</p> <hr/> <p>○ 被留置者の収容実績がない警察署でも、清掃が行き届いて整理整頓されており、常に使用できるように備えていることがわかりました。</p> <p>○ 【質疑】病院では災害発生時に、トイレが使用できなくなることを想定して、簡易トイレを常備しているが、留置施設ではどうか。</p>	<p>○ 引き続き、非常施設でも、適正な環境整備に努めていきます。</p> <p>○ 留置施設でも簡易トイレは、配備しています。災害発生時等に、使用できるよう訓練等を実施し、今後に備えます。</p>
<p>3 視察対象施設の処遇・規律・便益に対する意見</p> <hr/> <p>○ 【質疑】留置施設で、紙オムツがたくさん保管されていたが、収容されている人たちが使うのか。</p>	<p>○ 高齢等の被留置者もいるため、必要に応じて使用しています。</p>